

## 浅草地区まちづくり連絡調整会議設置要綱

令和8年 月 日  
8台都地二第 号

### (目的)

第1条 台東区は、浅草の多様な資源を活かした魅力あるまちづくりを推進することを目的に、浅草地区におけるまちづくりの方向性を示す「浅草未来図案～まちづくりビジョン～」(以下「浅草未来図案」という。)を策定した。

本調整会議は、浅草未来図案に関する取り組みの進捗等について、各関係者から内容報告、共有及び意見を聴取することを目的として設置する。

### (報告等事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について各関係者から報告等を受けることとする。

- (1) 取り組み一覧表の取り組みに関すること。
- (2) 人中心の空間の創出プログラムの取り組みに関すること。
- (3) 新たな回遊拠点の創出プログラムの取り組みに関すること。
- (4) 歴史を紡ぐ軸の創出プログラムの取り組みに関すること。
- (5) 賑わいの拠点の発展プログラムの取り組みに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、浅草未来図案に関して必要な事項

### (構成)

第3条 調整会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (会長及び副会長)

第4条 調整会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、別表に規定する学識経験を有する者のうちから、会員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、調整会議を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (招集等)

第5条 調整会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて調整会議に会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(案)

(書面等による会議)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要性があり、調整会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、調整会議の招集に代えて、会員に対する書面の回付その他会長が指定する方法により会議を行うことができる。

(調整会議及び会議録等の取扱い)

第7条 調整会議並びに調整会議の会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)は、公開する。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、会議録等を公開しないことができる。

(任期)

第8条 会長、副会長及び会員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、会員に欠員が生じた場合における補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 調整会議の事務局は、台東区都市づくり部地域整備第二課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年 月 日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の調整会議は、区長が招集する。

(案)

別表（第3条関係）浅草地区まちづくり連絡調整会議名簿

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 会 長 |                       |
| 副会長 | 学識経験を有する者             |
| 会 員 |                       |
| 会 員 | 浅草地区観光まちづくり推進協議会に属する者 |
| 会 員 | 浅草寺に属する者              |
| 会 員 | 雷門地区町会連合会に属する者        |
| 会 員 | 馬道地区町会連合会に属する者        |
| 会 員 | 清川地区町会連合会に属する者        |
| 会 員 | 浅草寿地区町会連合会に属する者       |
| 会 員 | 協同組合浅草商店連合会に属する者      |
| 会 員 | 協同組合浅草おかみさん会に属する者     |
| 会 員 | 東京商工会議所台東支部に属する者      |
| 会 員 | 浅草観光連盟に属する者           |
| 会 員 | 奥浅草観光協会に属する者          |
| 会 員 | 東武鉄道株式会社に属する者         |
| 会 員 | 東京地下鉄株式会社に属する者        |
| 会 員 | 東京都交通局に属する者           |
| 会 員 | 東京都公園協会に属する者          |
| 会 員 | 首都圏新都市鉄道株式会社に属する者     |
| 会 員 | 東京都都市整備局に属する者         |
| 会 員 | 東京都建設局に属する者           |
| 会 員 | 東京都労働産業局に属する者         |
| 会 員 | 墨田区都市計画部に属する者         |
| 会 員 | 台東区所管部に属する者           |

人中心の空間の創出プログラム実行委員会設立規約

令和8年 月 日  
8台都地二第 号

(目的)

第1条 台東区は、浅草の多様な資源を活かした魅力あるまちづくりを推進することを目的に、浅草地区におけるまちづくりの方向性を示す「浅草未来図案～まちづくりビジョン～」を策定した。その中で、浅草における未来のまちの姿の実現に特に影響するものを「戦略的まちづくりプログラム」として位置づけ、プログラム単位で進め方や実現イメージについて示している。

本委員会は、戦略的まちづくりプログラムの一つである「人中心の空間の創出プログラム」における空間の再編・創出の方針等について検討することを目的として設置する。

(検討範囲)

第2条 協議会の検討範囲は、別図で示す、人中心の空間の創出プログラムの範囲とする。

(検討事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 人中心の空間の創出に関する事。
- (2) 社会実験の実施及び運営に関する事。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、次の組織及び団体等をもって構成する。

- (1) 台東区所管部に属する者
- (2) 一般社団法人浅草エリアマネジメント協会に属する者
- (3) その他、委員会の目的に賛同した組織や団体等に属する者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 委員長が不在のときは、委員長があらかじめ指名する者が、委員長の職務を

## (案)

代理する。

### (招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (書面等による会議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、緊急の必要性があり、委員会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、委員会の招集に代えて、委員に対する書面の回付その他委員長が指定する方法により会議を行うことができる。

### (専門部会)

第8条 委員会を円滑に運営するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

### (委員会及び会議録等の取扱い)

第9条 委員会並びに委員会の会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、会議録等を公開しないことができる。

### (任期)

第10条 委員長及び委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (事務局)

第11条 委員会の事務局は、台東区都市づくり部地域整備第二課に置く。

### (委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

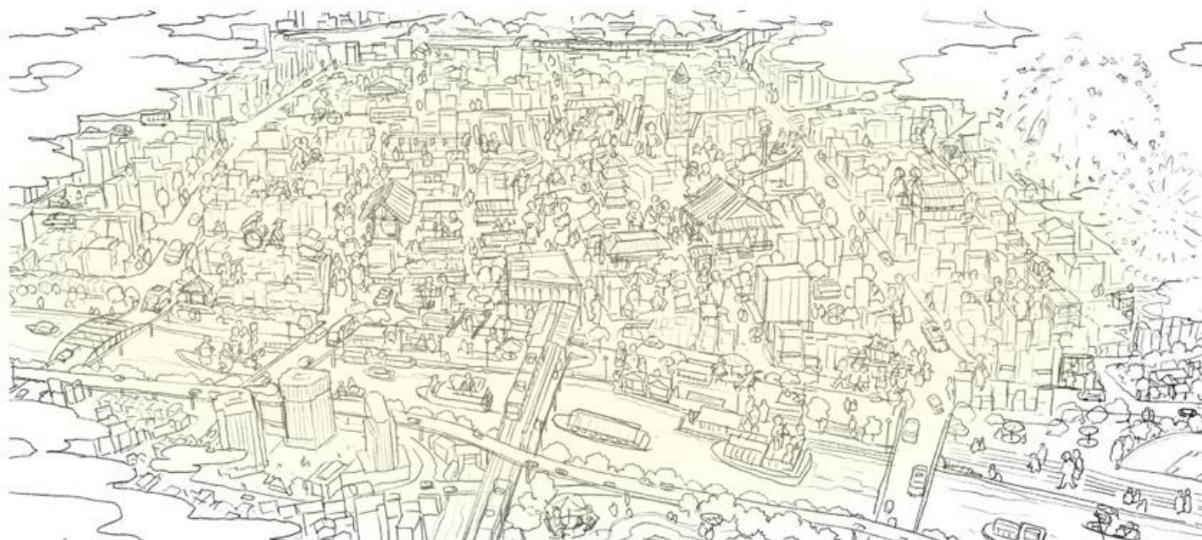
### 付 則

1 この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、区長が招集する。

(案)

別図（第2条関係）検討範囲



新たな回遊拠点の創出プログラムの推進に向けた協議会設置要綱

令和8年 月 日  
8台都地二第 号

(目的)

第1条 台東区は、浅草の多様な資源を活かした魅力あるまちづくりを推進することを目的に、浅草地区におけるまちづくりの方向性を示す「浅草未来図案～まちづくりビジョン～」を策定した。その中で、浅草における未来のまちの姿の実現に特に影響するものを「戦略的まちづくりプログラム」として位置づけ、プログラム単位で進め方や実現イメージについて示している。

本協議会は、戦略的まちづくりプログラムの一つである「新たな回遊拠点の創出プログラム」における浅草3駅周辺を中心とした都市基盤整備の実現等について検討することを目的として設置する。

(検討範囲)

第2条 協議会の検討範囲は、別図で示す、新たな回遊拠点の創出プログラムの範囲とする。

(検討事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 都市基盤の整備方針に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、別表に規定する学識経験を有する者のうちから、会員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集等)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(案)

- 2 会長は、必要に応じて協議会に会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 会議は非公開とする。

(書面等による会議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要性があり、協議会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、協議会の招集に代えて、会員に対する書面の回付その他会長が指定する方法により会議を行うことができる。

(専門部会)

第8条 協議会を円滑に運営するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(会議録等の取扱い)

第9条 協議会の会議録及び会議に係る資料（以下これらを「会議録等」という。）は、公開する。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、会議録等を公開しないことができる。

(任期)

第10条 会長、副会長及び会員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、会員に欠員が生じた場合における補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、に置く。

(委任)

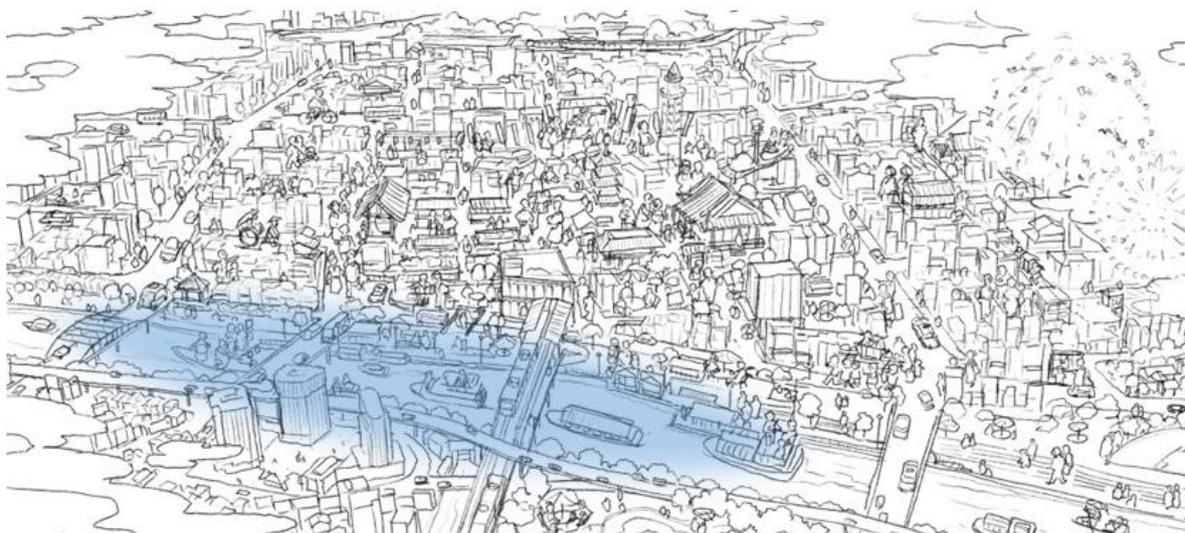
第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

(案)

別図（第2条関係）検討範囲



別表（第4条関係）協議会名簿

| 職   | 所属・役職等                   |
|-----|--------------------------|
| 会長  | 学識経験を有する者                |
| 副会長 |                          |
| 会員  |                          |
| //  | 東武鉄道株式会社に属する者            |
| //  | 東京地下鉄株式会社に属する者           |
| //  | 東京都交通局に属する者              |
| //  | 東京都公園協会に属する者             |
| //  | 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所に属する者 |
| //  | 東京都都市整備局に属する者            |
| //  | 東京都建設局に属する者              |
| //  | 墨田区都市計画部に属する者            |
| //  | 台東区所管部に属する者              |

## 歴史を紡ぐ軸の創出プログラムの推進に向けた協議会設置要綱

令和8年 月 日  
8台都地二第 号

### (目的)

第1条 台東区は、浅草の多様な資源を活かした魅力あるまちづくりを推進することを目的に、浅草地区におけるまちづくりの方向性を示す「浅草未来図案～まちづくりビジョン～」を策定した。その中で、浅草における未来のまちの姿の実現に特に影響するものを「戦略的まちづくりプログラム」として位置づけ、プログラム単位で進め方や実現イメージについて示している。

本協議会は、戦略的まちづくりプログラムの一つである「歴史を紡ぐ軸の創出プログラム」における東参道・二天門通り周辺の公共空間の再編や活用等について検討することを目的として設置する。

### (検討範囲)

第2条 協議会の検討範囲は、別図で示す、歴史を紡ぐ軸の創出プログラムの範囲とする。

### (検討事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 公共空間の再編や活用に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、別表に規定する学識経験を有する者のうちから、会員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (招集等)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(案)

- 2 会長は、必要に応じて協議会に会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 会議は非公開とする。

(書面等による会議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要性があり、協議会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、協議会の招集に代えて、会員に対する書面の回付その他会長が指定する方法により会議を行うことができる。

(専門部会)

第8条 協議会を円滑に運営するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(会議録等の取扱い)

第9条 協議会の会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、会議録等を公開しないことができる。

(任期)

第10条 会長、副会長及び会員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、会員に欠員が生じた場合における補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、台東区都市づくり部地域整備第二課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

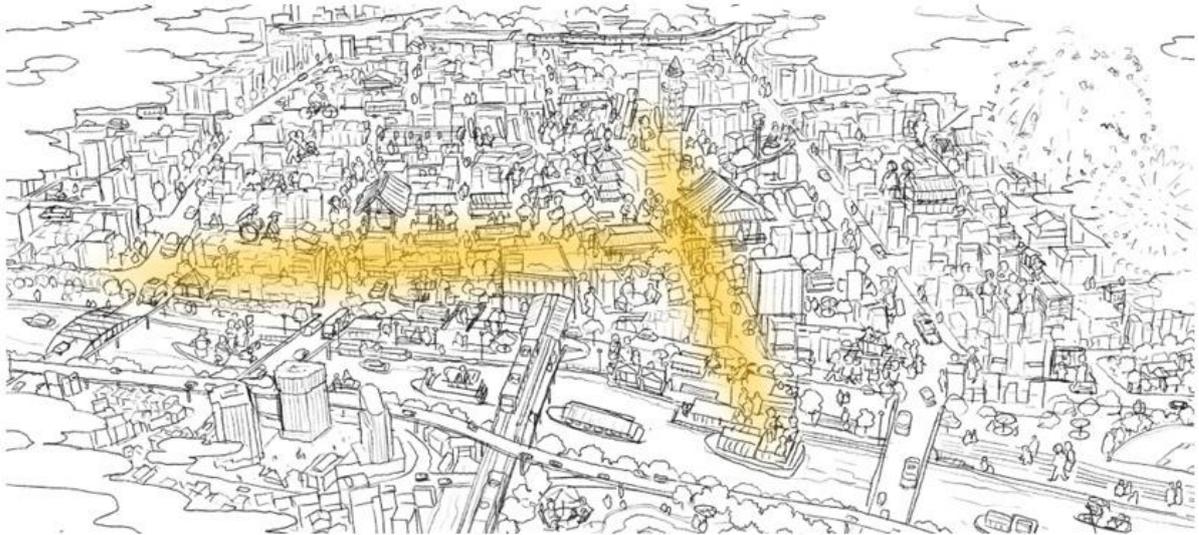
付 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の協議会は、区長が招集する。

(案)

別図（第2条関係）検討範囲



別表（第4条関係）協議会名簿

| 職   | 所属・役職等        |
|-----|---------------|
| 会長  | 学識経験を有する者     |
| 副会長 |               |
| 会員  |               |
| //  | 台東区所管部に属する者   |
| //  | 東京都産業労働局に属する者 |